

京都市上京区西柳町地区建築協定

| | |
|--|-----------------------------------|
| 建築協定区域 京都市上京区西柳町、鳥居前町、真盛町及び社 家長屋町の各一部 | 運営委員会連絡先 電話 075 - - |
|--|-----------------------------------|

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■ 目的

第1条 この建築協定は、建築基準法（以下「法」という。）第69条及びこれに基づく京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第4条に定める建築協定区域内における建築物の用途及び形態に関する基準を定め、住宅地としての環境を維持増進することを目的とする。

■ 建築物の用途に関する基準

第6条 建築協定区域内の建築物は、次の各号に掲げる用途に供してはならない（住宅で次の各号に掲げる用途を兼ねるものを含む。）。

- (1) 住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供する住宅
- (2) ホテル又は旅館（簡易宿所を含む。）
- (3) カラオケボックスその他これに類するもの
- (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これに類するもの

■ 建築物の形態に関する基準

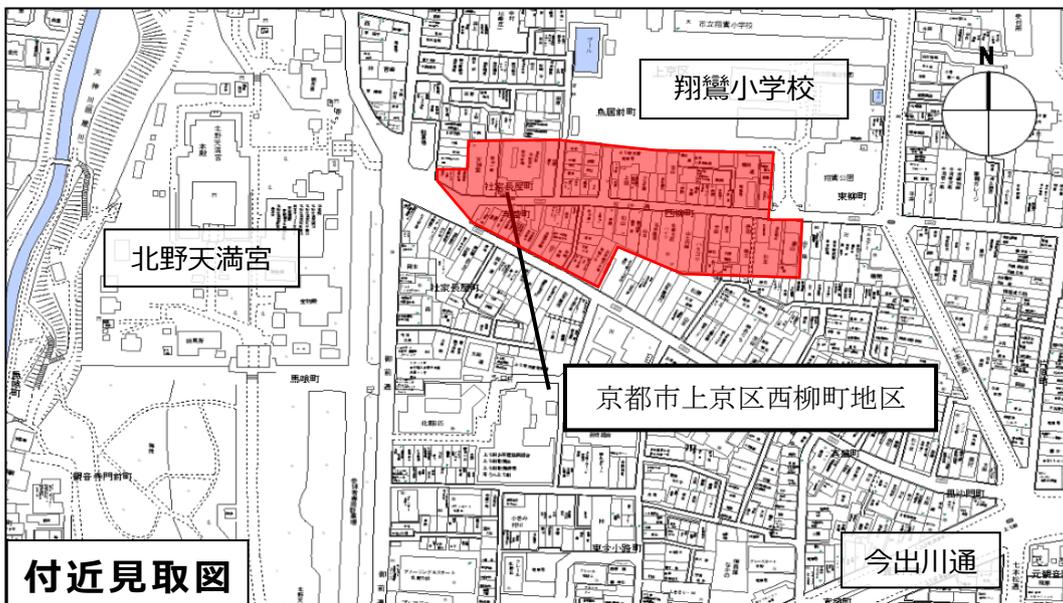
第7条 建築協定区域内の建築物の形態等は次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 建築物の地階を除く階数は3以下とする。
- (2) 建築物の最高の高さ（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分を含む。）は地盤面から11メートル以下とする。

■ 土地の所有者等の届出等

第13条 建築協定区域内の土地の所有者等は、建築協定区域内の土地の所有権及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を移転するときは、あらかじめ、その旨を委員長に届け出なければならない。

2 建築協定区域内の土地の所有者等は、建築協定区域内において、建築物の建築又は用途の変更をしようとする場合は、当該行為に着手する前に、委員会の承認を受けなければならない。



京都市上京区西柳町地区建築協定区域図

